

平成27年1月26日現在

※第2回総合計画審議会（平成26年12月15日開催）にお示  
しした案から修正した部分については、下線を引いてあります。

# 未来のとよかわビジョン2025

（仮称）

## 第6次豊川市総合計画

2016≫2025（平成28年度～平成37年度）

### まえがき・基本構想

（修正素案）

# ～ 目 次 ～

## まえがき

第1章	計画策定のねらい	3
第2章	まちのあゆみ	5
第3章	まちの特色	
①	恵まれた自然環境	7
②	豊かな歴史と文化	7
③	活力ある産業	8
④	利便性の高い幹線道路と鉄道	8
⑤	広域における連携	9
第4章	計画の構成と期間	10
第5章	時代の流れ	
①	少子高齢化の進行と人口減少時代の到来	11
②	高まる安全・安心意識	12
③	深刻化する地球の環境問題	12
④	地域経済を取り巻く環境の変化	12
⑤	高まる多文化共生の重要性	13
⑥	急速に進歩する情報通信技術	13
⑦	進む地方分権	14

## 基本構想

第1章	まちの未来像	17
第2章	土地利用構想	18
第3章	まちづくりの基本方針	19
第4章	まちづくりの目標	21
第5章	施策の骨組み	23

# まえがき

第1章	計画策定のねらい	3
第2章	まちのあゆみ	5
第3章	まちの特色	
①	恵まれた自然環境	7
②	豊かな歴史と文化	7
③	活力ある産業	8
④	利便性の高い幹線道路と鉄道	8
⑤	広域における連携	9
第4章	計画の構成と期間	10
第5章	時代の流れ	
①	少子高齢化の進行と人口減少時代の到来	11
②	高まる安全・安心意識	12
③	深刻化する地球の環境問題	12
④	地域経済を取り巻く環境の変化	12
⑤	高まる多文化共生の重要性	13
⑥	急速に進歩する情報通信技術	13
⑦	進む地方分権	14

## 第1章 計画策定のねらい

本市では、昭和47年に初めて総合計画を策定してから、5次にわたってまちづくりの長期的な指針として総合計画を策定してきました。

最初の総合計画から第4次総合計画までは、豊川市が永遠に求める姿として「光と緑に映える豊かなまち」を将来像に掲げ、市民が豊かで快適な生活を営むことのできるまちをめざし、多くの施策に取り組みました。

平成18年度からの第5次総合計画では、市の将来像を「光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち」と掲げ、豊かな自然と歴史を守りながら、地域と行政が連携・協働し、すべての市民が安全で安心して健やかに暮らすことのできるまちをめざし、各種施策を展開してきました。

平成の合併により人口18万人の都市になった本市は、「福祉と文化、そしてスポーツの盛んなまちづくり」を施策の柱とし、市域の一体的なまちづくりに取り組みながら、国や地方を取り巻く状況の変化に対応してきました。

今後も社会や経済の動きは常に変化することが想定されるとともに、少子高齢化の進行と人口減少時代が訪れたことにより、多くの課題に直面することが予測されます。

住みよさを実感でき、いっそう活気があるまちをめざし、持続的な発展を支えていくためには、これまでに築かれたまちの豊かさを受け継ぎながら、限られた財源を有効活用し、効率的で堅実な行政運営と、市民と行政の連携や協働によるまちづくりをさらに進めていく必要があります。

そこで、今後のまちづくりの方向性や手段を市民と行政が共有し、一緒に歩いていくための指針となる「〇〇〇〇ビジョン・第6次豊川市総合計画」を策定します。

## 総合計画のあゆみ

### 豊川市総合計画

策定：昭和47年3月  
基本構想目標年次：昭和60年  
基本計画期間：昭和47年～昭和55年  
都市の将来像『光と緑に映える豊かなまち』



### 第2次豊川市総合計画

策定：昭和53年3月  
基本構想目標年次：昭和60年  
基本計画期間：昭和51年度～昭和60年度  
都市の将来像『光と緑に映える豊かなまち』



### 第3次豊川市総合計画

策定：昭和61年3月  
基本構想目標年次：昭和70年度(平成7年度)  
基本計画期間：昭和61年度～昭和70年度(平成7年度)  
都市の将来像『光と緑に映える豊かなまち』



### 第4次豊川市総合計画

策定：平成8年3月  
基本構想目標年次：平成17年度  
基本計画期間：平成8年度～平成17年度  
都市の将来像『光と緑に映える豊かなまち』



### 第5次豊川市総合計画

策定：平成18年3月  
基本構想目標年次：平成27年度  
基本計画期間：平成18年度～平成27年度  
都市の将来像『光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち』



## 第6次豊川市総合計画

策定：平成28年3月

## 第2章 まちのあゆみ

この地域は、奈良時代には古代三河国の役所である国府（こくふ）が置かれるなど、三河地方の政治、経済、文化の中心として栄えてきました。

近世においては、交通の発達とともに人々の往来も増え、東海道や本坂通（姫街道）、伊那街道などの街道筋のまちとして、また、豊川稲荷の門前まちとしてにぎわいを見せてきました。

昭和14年からは、東洋一といわれた海軍工廠の建設とともに人口が増加し、周辺地域の開発が急速に進みました。地域の急激な発展に伴い、豊川町、牛久保町、国府町、八幡村の3町1村が合併し、昭和18年6月1日に県内で8番目の都市として豊川市が誕生しました。

終戦を迎えた昭和20年には、空襲により海軍工廠が大きな被害を受け、人口も半減しましたが、市民はまちづくりの意欲を失うことなく、まちの復興に努めました。

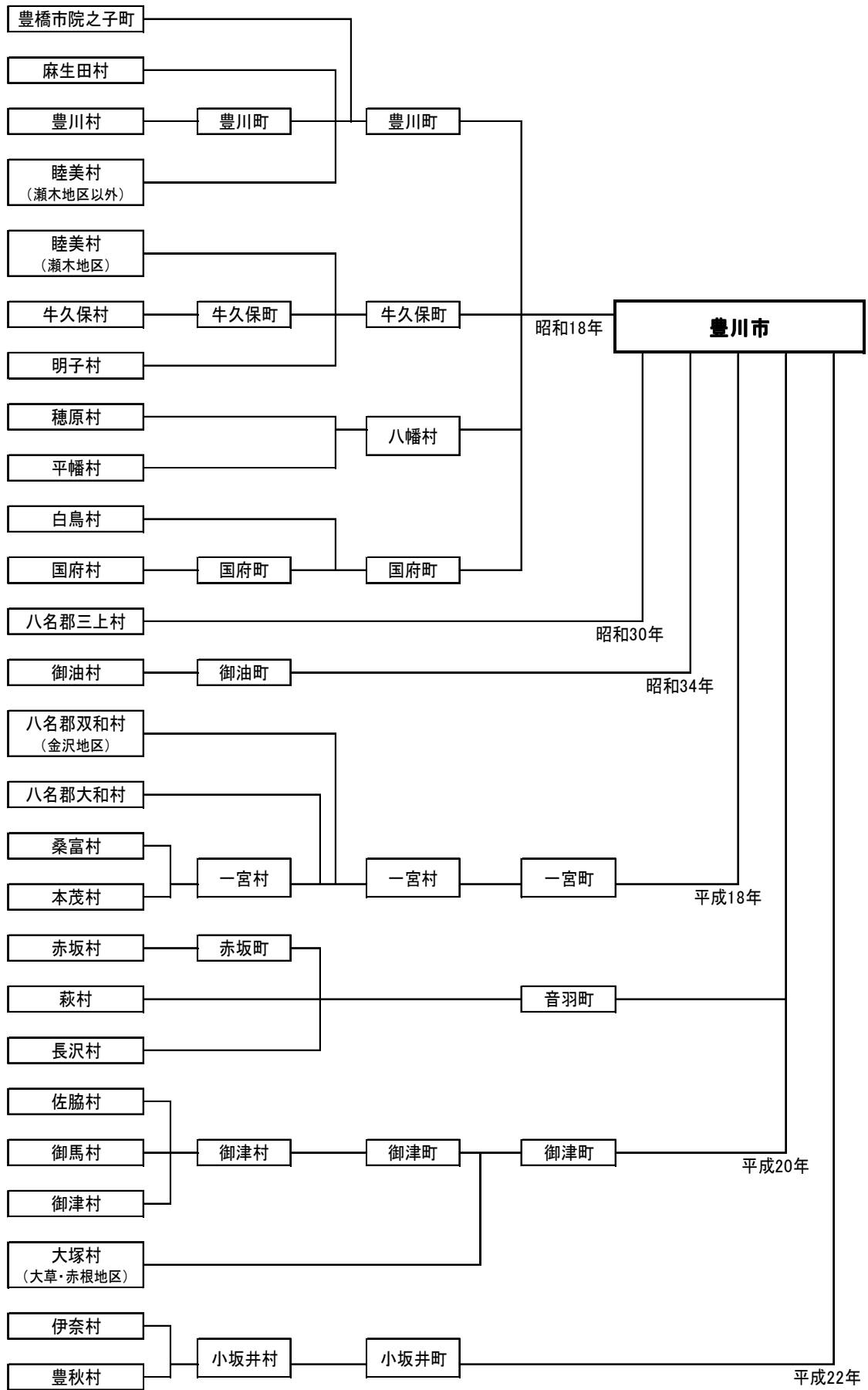
昭和30年に八名郡三上村と、昭和34年に宝飯郡御油町と合併し、市域は広がりました。また、高度経済成長期には、豊川用水の全面通水による農業の発展、地域における商店街の活性化、海軍工廠跡地への企業進出などにより、農商工の産業のバランスがとれた都市としてめざましく発展しました。

昭和52年に人口10万人を超えた本市は、文化や福祉の施設、公園などの整備によりくらしの環境を向上させるとともに、市民まつりや中心市街地の活性化といったにぎわいの創出などにより、さらなる成長を遂げました。

その後、少子高齢化の進行、国と地方の厳しい財政状況など、地方自治体を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、市町村はいっそうの行財政基盤の強化や広域的対応が求められるようになりました。このような背景の下、住民と行政が一体となって自らの知恵や財源で課題を解決する地方自治の実現のため、本市は平成18年2月に宝飯郡一宮町と、平成20年1月に同郡音羽町、御津町と、平成22年2月に同郡小坂井町と合併しました。

このように多くの合併を経験した本市は、企業や商業施設、行政機関が集まる諏訪地区を中央に、東に豊川地区、西に国府・御油地区と音羽地区、南に小坂井地区と御津地区、北に一宮地区といった市街地がそれぞれに形成されており、特徴ある歴史や伝統により、まち全体としての魅力が高められています。

まちのあゆみ



### 第3章 まちの特色

#### ① 恵まれた自然環境

本市は、愛知県の東南部、東三河地域の中央部に位置しています。地域の北側は本宮山、西側に宮路山などの山々が連なり、中央部から南に平野が広がり、東側は一級河川の豊川とよがわが流れ、南側は三河湾に面するなど、山、川、海といった豊かな自然環境から形成されています。

山ろくには森林が広がり、なかでも本宮山一帯は県立自然公園に指定され、自然に親しみながら登山やウォーキングを楽しむことができます。市域の中央部には、淡水魚や動物とふれあえる赤塚山公園、西部には、身近な草木にふれあえる「東三河ふるさと公園」や紅葉が美しい宮路山があります。また、河川に沿った地域や海岸部は、緑と水が豊かな自然環境が広がるエリアとして、市民のくらしにうるおいをもたらしています。特に、豊川の広い河川敷を利用した「いこいの広場」や「三上緑地」みかみ、海との交界りの空間や多目的広場などがある「三河臨海緑地」は、スポーツやレクリエーションの場として多くの人に親しまれています。

#### ② 豊かな歴史と文化

全国的に有名な豊川稲荷は、毎年初詣の参拝客でにぎわい、年間を通して多くの観光客が訪れています。また、砥鹿神社とがは、里宮とともに本宮山山頂にある奥宮の二社で三河國一宮砥鹿神社として広く人々に崇拝されています。このほか、国の天然記念物である「御油のマツ並木」、東海道の御油宿ごゆしゆくと赤坂宿あかさかしゆく、史跡公園の三河国分尼寺跡や伊奈城趾、国の重要文化財である三明寺三重塔さんみょうじや財賀寺仁王像さいがじなど、本市の歴史を物語る観光名所が数多くあります。

歴史的文化遺産としては、他にもたくさんの祭礼や地域独自の伝承文化があり、時代を越えて現代へ受け継がれています。春には天下の奇祭として知られる牛久保八幡社の「うなごうじ祭」、昼夜にわたって様々な煙火が奉納される菟足神社うたりの「風まつり」かさ、少年の流鏝馬やぶさめが華麗で勇壮な砥鹿神社例大祭などが催されます。夏には県の無形民俗文化財である煙火「綱火」つなびで有名な豊川進雄神社すさのおの大祭、秋には大名行列が勇壮な



杉森八幡社の祭礼、冬には白<sup>びゃっこ</sup>狐などが子どもに紅<sup>へに</sup>ガヲを塗りつける  
長<sup>ちやうしようじ</sup>松寺の「どんき」などが催されます。これらの四季折々の祭礼では、  
熱気と大きな歓声があがり、誰もが心をおどらせ、地域の活力を高めて  
います。

### ③ 活力ある産業

農業は、温暖な気候など地域特有の自然環境に恵まれ、施設園芸を中心  
に発展してきました。また、地理的条件を生かし、都市圏へ農産物を  
供給する基地の一翼を担う重要な位置を占めています。

工業については、海軍工廠の広大な跡地に開発された穂ノ原工業団地、  
西部の萩工業団地、臨海部の御津1区、2区工業団地などで、数多くの  
優良な企業が操業し、雇用や地域経済を力強く支えています。

商業は、豊川、一宮、音羽、御津、小坂井と地区ごとに商店が集まり、  
それぞれの地域住民の生活を支えながら発展してきました。たくさんの  
観光客が訪れる豊川地区や商業ビルやホテルなどが立地する諏訪地区  
をはじめ、地域が主体となって独自性と魅力を高めています。また、幹  
線道路沿いには量販店や飲食店などが集まり、市内外の人でにぎわって  
います。

### ④ 利便性の高い幹線道路と鉄道

本市は、道路と鉄道により東三河地域の結節点を形成しています。

道路では、東名高速道路が東西に横断し、市の東に位置する豊川イン  
ターチェンジと西に位置する音羽蒲郡インターチェンジが物流や観光  
の玄関口となっています。一般道路については、国道1号と国道23号  
が南西部を通り近隣市との間を連絡し、国道151号と国道247号（小  
坂井バイパス）が南東部を通り東名高速道路や新東名高速道路への接続  
性を高めています。さらに、市域の中央を環状に包み込む東三河環状線  
や市街地を横断する姫街道が各国道を結ぶことで、道路のネットワーク  
を形成しています。

鉄道は、市内に19もの駅を有し、南部をJR東海道本線、東部にJ  
R飯田線、中央部に名鉄名古屋本線が走ることで、市外の各市との交通

の利便性を高めています。

### ⑤ 広域における連携

本市は、長年にわたって東三河地域の中核都市として、地域で共通する様々な広域的課題の解決に取り組んでいます。

中でも、本市を含む東三河の8市町村は、東三河広域連合を設立し、平成〇〇年〇月から順次、介護保険や消費生活相談などに関する事務事業を進めており、今後も様々な連携による地域力の向上が期待されています。

また、東三河、静岡県遠州、長野県南信州地域で構成する三遠南信地域の一員として、観光や地域経済の振興、災害時の応援体制などで連携し、一体的な圏域の発展をめざしています。

#### 【位置(市役所)】

東経137度22分33秒  
北緯 34度49分37秒

#### 【面積】 160.79km<sup>2</sup>

#### 【標高】

(最高)789.2m



## 第4章 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

### ◆ 基本構想

本市のめざすまちの未来像を定め、これを実現するための施策の基本的方向を明らかにするものです。

目標年度を平成37年度（2025年度）とします。

### ◆ 基本計画

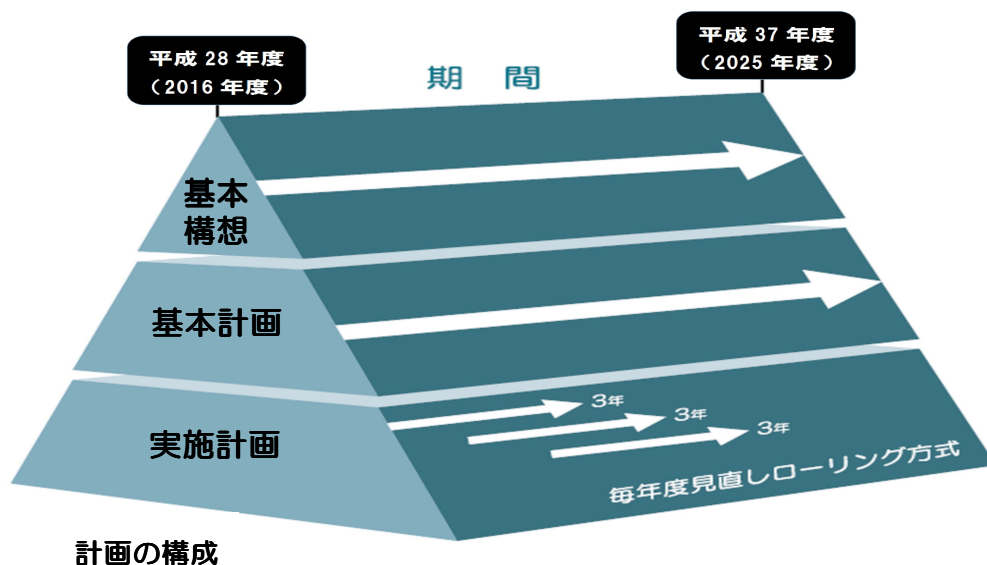
基本構想で定めた施策に基づき、まちづくりの目標を達成するために必要な手段を明らかにするものです。

期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とし、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

### ◆ 実施計画

基本計画で定めた行政分野ごとの目標を実現するため、事業をどのように実施していくかを具体的に示すものです。

実施計画は、3か年の計画期間で、毎年度見直しを行うローリング方式により策定し、本計画書とは別に公表します。



## 第5章 時代の流れ

新しいまちづくりを進めるにあたっては、社会、経済の動きなど時代の変化を的確に把握し、速やかに対応していくことが必要となります。

計画策定にあたり、特に考慮しなければならない時代の流れと本市の課題を以下のとおりまとめました。

- ① 少子高齢化の進行と人口減少時代の到来
- ② 高まる安全・安心意識
- ③ 深刻化する地球の環境問題
- ④ 地域経済を取り巻く環境の変化
- ⑤ 高まる多文化共生の重要性
- ⑥ 急速に進歩する情報通信技術
- ⑦ 進む地方分権

### ① 少子高齢化の進行と人口減少時代の到来

日本では、晩婚化や未婚率の増加などを背景とする出生率の低下により少子化が進んでいます。一方で、世界に類を見ない高齢化は今後も進行し、現在、4人に1人である老年人口の割合は、平成47年（2035年）には、3人に1人になると予想されています。総人口は、平成17年（2005年）に初めて前年を下回ってから横ばいが続き、人口減少の局面を迎えています。平成60年（2048年）には、1億人を下回ると推計されていることから、国はこの流れを食い止めるため、人口減少の克服と、地方の創生を図る取組みを進めています。

本市においても、平成20年（2008年）12月の183,259人をピークに減少傾向にあり、少子高齢化も確実に進行しています。こうした人口構造の変化により年金、医療、福祉といった社会保障に必要な経費が増加します。また、消費の減少による経済の縮小、地域活動の担い手不足によるコミュニティの弱体化、空き家の増加による環境の悪化など、市民生活や地域経済、行政運営における様々な影響が想定されます。

引き続き、本市が持続的に発展していくためには、少子高齢化への的

確な対応に加え、人口減少の抑制や来訪者の増加を図る取組みが、これまで以上に求められています。また、取組みの効果を高めるため、市民はもとより、国、県、近隣市町村や大学などと連携した取組みも重要となっています。

## ② 高まる安全・安心意識

平成23年（2011年）3月の東日本大震災では、施設整備中心の防災対策だけでは生命や財産、経済や社会活動を守ることが難しいことが明らかになりました。また、日本の社会を古くから支えてきた、困ったときに助けあう人と人との絆の大切さが再認識されています。これまで以上にソフト対策を重視し、あらゆる災害リスクに対応できるような行政機能や地域社会、企業の防災力の強化や被害をできるだけ小さくする減災<sup>げんさい</sup>への取組みが求められています。

本市においても、近い将来の発生が予想される南海トラフ巨大地震や近年多発しているゲリラ豪雨などの自然災害から、市民の生命、財産を守るため危機管理体制をいっそう強化し、地域住民とともに災害に強いまちづくりを進める必要があります。

## ③ 深刻化する地球の環境問題

地球温暖化の進行や生物多様性の喪失、資源やエネルギーの大量消費など、環境問題の多くは国境を越えて深刻になっています。また、東日本大震災をきっかけに、原子力発電や化石燃料に依存しない、省エネルギーの取組みと太陽光などの再生可能エネルギーの活用が進んでいます。

本市においても、恵み豊かな自然を、かけがえのない資源として未来に引き継ぐため、市民一人ひとりが低炭素社会の実現や生物多様性の保全、循環型社会の推進などに取り組んでいく必要があります。

## ④ 地域経済を取り巻く環境の変化

日本の経済は、世界各国との間で進む経済連携により依存関係を深めており、長引いた経済不況や円高の影響を受けての工場の集約や海外への移転もみられます。また、高齢化の進行や情報通信技術の急速な進歩を背景とする医療、福祉、通信分野などのニーズの高まりもあり、産業

構造は変化を続けています。一方、平成32年（2020年）に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会や平成39年（2027年）の開業を予定するリニア中央新幹線のインパクトを見据えた動きも進んでおり、国内外における社会・経済の交流拡大が見込まれています。

本市においては、まちづくりを支える地域経済の振興と、若者のUターンも可能になる雇用の場づくりが重要となっています。このため、既存の地域産業を支援するとともに、新産業の育成や起業の促進を図るなど、バランスのとれた農業、商業、工業を着実に発展させる取組みが求められています。また、全国規模での交流を拡大しようとする動きの中で、本市が埋もれることなく、いっそう活気があるまちであるため、観光資源の掘り起こしや魅力を高める取組みが必要となっています。

#### ⑤ 高まる多文化共生の重要性

社会の成熟化に伴い、人々の意識は物の豊かさから心の豊かさを重視する方向へ変化し、ライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。一方で、世界的な経済の結びつきや急速な情報通信技術の発展により、人、もの、情報の流れは国境を越え、さまざまな分野で国際交流が行われています。また、外国人の定住化、永住化傾向は高まり、外国人を含めたすべての人々が能力を発揮できる社会づくりが求められています。

本市においては、外国人市民も含めたすべての人々が心豊かに暮らせる地域づくりのため、国際感覚のある人づくりや互いの価値観や特性を認め合う多文化共生を進めていく必要があります。

#### ⑥ 急速に進歩する情報通信技術

情報通信技術とその利用環境は世界中で急速に進歩しており、中でもスマートフォンなどの普及は、社会・経済の活動や人々の暮らしに大きな変化をもたらしています。また、情報通信機器の使い方や活用において、若者と高齢者の世代間格差、プライバシーや安全、情報セキュリティの確保などの新たな課題が発生しています。

本市においても、市民との情報共有や市民サービスにおける利便性を高めるため、個人情報の保護と安全性に留意しながら、情報通信技術を効果的に活用することが求められています。

## ⑦ 進む地方分権

### (1) 地域社会の自立

社会の成熟化に伴い、地域社会では、多様化した課題へ柔軟に対応する必要があるとともに、国、県からの権限委譲や規制緩和などによる地方分権はいっそう進み、地域の特性を生かし自立した地方自治が求められています。

本市においても、少子高齢化や人口減少などの多くの課題に対応するため、行政運営の質の向上や効率化、市民や団体、企業などとの協働により、市民に身近な地域の特色や独自性を生かした自立したまちづくりが求められています。

### (2) 行財政運営の健全化

国の財政状況は、高齢化の進行による社会保障給付費の増大などによる厳しい状況のもと、債務の残高は増加し続けています。

本市においては、債務の繰上償還などによる地方債残高の着実な削減に取り組んできました。しかし、今後、合併に伴い増額されていた地方交付税の減額、高度経済成長期に急速に整備された道路や橋などを含む公共施設の大規模改修の集中など、厳しい財政状況が見込まれます。引き続き、経営的な視点に立つ行財政の健全化とともに、公共施設の適正配置や長寿命化を早急に進めていく必要があります。





# 基本構想

第1章	まちの未来像	17
第2章	土地利用構想	18
第3章	まちづくりの基本方針	19
第4章	まちづくりの目標	
目標	1	21
目標	2	21
目標	3	21
目標	4	22
目標	5	22
目標	6	22
第5章	施策の骨組み	
政策1	【安全・安心】	23
政策2	【健康・福祉】	23
政策3	【建設・整備】	23
政策4	【教育・文化】	24
政策5	【産業・雇用】	24
政策6	【地域・行政】	24

＜暫定案＞ ※まちの未来像について

まちの未来像は、第5次総合計画における「将来像」の内容（説明書きを含む）を、暫定的に記載しています。

## まちの未来像

### 光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち

光

「光」は、平和で希望あふれる未来に向かっての限りない発展を表しています。

緑

「緑」は、あたたかい心に満ちた美しいふるさとを表しています。

ゆたか

「ゆたか」は、市民生活のなかで多様な選択が可能な、いきいきとしたまちを表しています。

住

「住」は、生活のすべての面で、より良く暮らすことのできるまちを表しています。

夢

「夢」は、市民の夢を集め描く、創造性豊かなまちを表しています。

まちの未来像は、「豊かな自然と歴史を守りながら、地域と行政が連携・協働し、すべての市民が安全で安心して健やかに暮らすことのできるまち」をめざすもので、豊川市が永遠に求める姿です。

～未来像の案～

- (案1) 光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち
- (案2) 光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、みんなで創るまち
- (案3) 光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、宝を活かすまち
- (案4) 緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち
- (案5) 光・緑・人 輝くとよかわ
- (案6) 光と緑に映え、活力あふれるまち、とよかわ
- (案7) 光と緑、住みよい元気なまち、とよかわ！

## 第2章 土地利用構想

### 基本的な考え方

まちの未来像を実現するため、市街地を中心とする地域と、自然環境や田園地帯が広がる地域が、それぞれの特性を發揮できるよう、秩序ある土地利用を進めます。

### 地域ごとの方向性

#### (1) 市街地を中心とする地域

行政機関や商業地などが集積する主要な駅周辺の市街地を拠点とし、それを結ぶ道路や公共交通などを交流や連携の軸として、コンパクトで利便性の高い市域を形成することにより、くらしやすく、にぎわいと活力があふれるまちをめざします。

#### (2) 自然環境等が広がる地域

恵まれた自然環境や田園地帯を、良好な景観や恵みをもたらす貴重な資源として保全し、活用することにより、憩いと豊かさに満ちたまちをめざします。

### 第3章 まちづくりの基本方針

まちの未来像を実現するため、少子高齢化の進行や人口減少への的確な対応と、行政運営の進むべき方向性を、4つの基本方針として設定し、あらゆる行政分野のまちづくりを総合的に進めていきます。

#### 基本方針1「定住・交流施策を進めます」

本市の持続的な発展を支えるため、これまでに築かれたまちの住みやすさと豊川ならではの魅力を高め、多くの人に選ばれ、住んでもらい、訪れてもらうことが重要です。

少子高齢化への的確な対応や人口減少の抑制を図る定住施策と、来訪者を増やして地域の活力の増進を図る交流施策を進めることで、まちづくりの効果を高めます。

#### 基本方針2「シティセールスを進めます」

多くの人に住んでもらい、訪れてもらうため、豊川ブランドを確立するとともに、市内外にまちの魅力や取組みをしっかりと伝えることが重要です。

市民とともにオール豊川でまちの魅力在全国発信するシティセールスを進めることで、まちづくりの効果を高めます。

#### 基本方針3「市民協働を進めます」

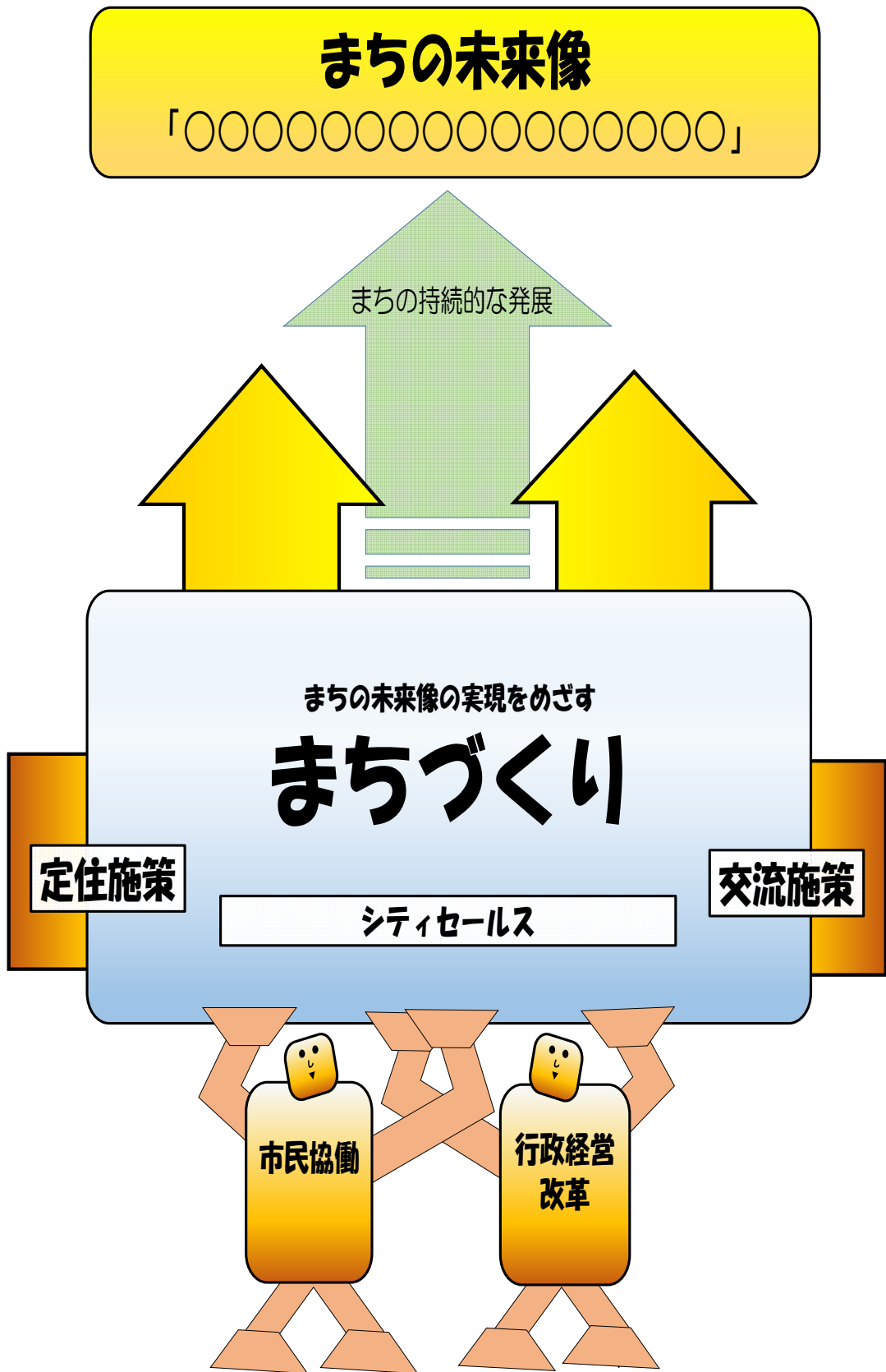
多様化する市民ニーズに的確に対応するため、市民や事業者などの発想と想像力を生かした公共サービスが求められており、市民や事業者などと行政が互いのよいところを持ち寄って、一緒にまちづくりを進める市民協働が重要です。

地域力が高い本市の特徴を生かし、市民や町内会、市民活動団体、事業所と行政が、互いの役割と責任を明確にして連携する市民協働を進めることで、まちづくりをしっかりと支えます。

#### 基本方針4「行政経営改革を進めます」

平成の合併効果を受け継ぎ、効率的で効果的な行政運営をさらに進めるため、経営的な視点に立って、市民とともに行政資源を最大限に活用し、質の高い行政サービスを提供することが重要です。

市民との協働と、それに必要な情報共有に努めるとともに、行政運営の柱となる財政力、組織力、人材力を高める行政経営改革を進めることで、まちづくりをしっかりと支えます。



## 第4章 まちづくりの目標

まちの未来像を実現するため、6つの目標と政策分野を設定します。

### 目標1 「安全で快適な生活環境が整ったまち」

#### 【安全・安心】（政策1）

市民が毎日安心して暮らすためには、市民一人ひとりが安全を心掛けるとともに、地域住民がお互いに協力し、行政と共に地域の安全確保に努めることが必要です。

発生が予想される大規模地震などのあらゆる災害リスクに備える防災対策や防犯・交通安全対策の強化、消防・救急体制の充実に取り組みます。また、上下水道の整備や身のまわりの衛生、生活環境の保全に取り組みます。

### 目標2 「健康で生き生きと暮らせるまち」

#### 【健康・福祉】（政策2）

市民が健康であるための施策の展開を基本としながら、子育てしやすい環境の整備、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人に対して福祉の充実が必要です。

市民の健康を守る保健や地域医療体制と、子育て支援や高齢者支援、障害者福祉などの各種事業の充実に取り組みます。

### 目標3 「住み心地よい、訪れやすい都市環境が整備されたまち」

#### 【建設・整備】（政策3）

ゆとりある住環境の形成と、都市機能の集積と連携を図り、すべての人にとって快適で魅力ある都市空間を創出することが必要です。

都市の基盤となる土地区画整理や道路整備を計画的に進め、公共交通の利便性の向上を図るとともに、公園・緑地、海、河川環境など緑や憩いの空間の充実に取り組みます。また、道路や橋、公園などを適切に維持管理します。

#### **目標4 「あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち」**

##### **【教育・文化】（政策4）**

次代を担う子どもたちからお年寄りまで、市民一人ひとりが自発的、積極的に人間性を磨くことのできる環境と働きかけが必要です。

児童生徒が個性や能力を伸ばせるように、学校や地域の教育力・教育環境を充実し、特色ある教育を進めるとともに、**青少年の健全育成に取り組みます**。また、市民の幅広い生涯学習活動、スポーツ活動、文化芸術活動などの多種多様な意欲をより高めるため、**環境を整備するとともに、活動機会を提供します**。

#### **目標5 「魅力にあふれ活力あるまち」**

##### **【産業・雇用】（政策5）**

雇用と市民生活を支える地域経済の発展と、市外の人をひきつけるような活力ある地域づくりが必要です。

地域経済の持続的な発展を図るため、新産業の誘致や育成、**起業・創業**の支援や地域産業の活性化などによる農業、工業、商業の振興と、中心市街地などの商店街の活性化や雇用の安定**と勤労者支援の充実に取り組みます**。また、まちのにぎわいを創出するため、観光資源の活用や魅力向上に**取り組みます**。

#### **目標6 「地域と行政がしっかりと支えるまち」**

##### **【地域・行政】（政策6）**

地域と行政が**一緒になって**まちづくりの方向性を共有し、互いを尊重し助けあう地域づくりや堅実で開かれた行財政運営を進めることが必要です。

**すべての政策分野にわたって支えとなる地域のコミュニティ活動や市民活動、男女共同参画や人権啓発、多文化共生をさらに推進します**。**また、開かれた市政、公共施設の適正配置や長寿命化、健全で持続可能な行財政運営や行政サービスの向上、東三河地域における一体的な広域連携に取り組みます**。

## 第5章 施策の骨組み

6つの目標を達成するため、各政策分野の諸施策を体系的・総合的に推進します。

### 政策1【安全・安心】

（目標：安全で快適な生活環境が整ったまち）

- ① 交通安全対策の強化
- ② 防犯対策の強化
- ③ 防災対策の推進
- ④ 消防・救急体制の充実
- ⑤ 地球環境の保全
- ⑥ ごみの減量化の推進
- ⑦ 衛生環境の向上
- ⑧ 排水対策の推進
- ⑨ 水道水の安定供給

### 政策2【健康・福祉】

（目標：健康で生き生きと暮らせるまち）

- ① 健康づくりの推進
- ② 地域医療体制の充実
- ③ 子育て支援の推進
- ④ 高齢者福祉の推進
- ⑤ 障害者福祉の推進
- ⑥ 生活自立支援の充実

### 政策3【建設・整備】

（目標：住み心地よい、訪れやすい都市環境が整備されたまち）

- ① 住環境の整備
- ② 公共交通の利便性向上
- ③ 道路交通網の充実
- ④ 緑や憩いの空間の充実



#### **政策4【教育・文化】**

（目標：あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち）

- ① 学校教育の推進
- ② **青少年健全育成の推進**
- ③ 生涯学習の推進
- ④ スポーツの振興
- ⑤ 文化芸術の振興

#### **政策5【産業・雇用】**

（目標：魅力にあふれ活力あるまち）

- ① 農業の振興
- ② 工業の振興
- ③ 商業の振興
- ④ 中心市街地の活性化
- ⑤ 観光の振興
- ⑥ 雇用の安定と勤労者**支援**の充実

#### **政策6【地域・行政】**

（目標：地域と行政がしっかりと支えるまち）

- ① **コミュニティ活動・市民活動の推進**
- ② 男女共同参画の推進
- ③ 人権啓発の推進
- ④ 多文化共生の推進
- ⑤ 開かれた市政の推進
- ⑥ 公共施設の適正配置と長寿命化の推進
- ⑦ 健全で持続可能な行財政運営と広域連携の推進